

とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）は、この要綱に定めるところにより、徳島県東部圏域 15 市町村（徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町、以下、「域内」という。）の旅行・宿泊事業者が、域内の生産者や飲食事業者、観光コンテンツホルダー等と連携し、「地域らしさ」にこだわり、「近隣の人々」をターゲットとして造成する「マイクロ・ツーリズム」向け旅行商品及び宿泊プランの募集にかかる広告費を助成することで、マイクロ・ツーリズムを推進し、身近に存在する「新たな観光需要」の発掘につなげる。

(助成対象者)

第2条 この助成金の助成対象者は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく登録を受けている旅行者及び域内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けて旅館業を営む者とする。

(助成対象事業及び助成対象経費)

第3条 助成内容は次のとおりとする。

助成対象事業	とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業
助成対象経費	域内の生産者や飲食事業者と連携した食事付きプランや、観光コンテンツホルダーと連携した体験コンテンツ付きプランなど、「マイクロ・ツーリズム」向け旅行商品及び宿泊プランの募集に係る広告費（新聞、テレビ、ラジオ、WEB、雑誌への掲載料等）
助成額	定額（上限 40 万円）、助成金の額は千円単位とする
その他	同一の旅行商品及び宿泊プランにおいて、国、地方公共団体等の補助金の交付を受けている場合は対象外とする

(助成の要件)

第4条 次の各号のすべての要件を満たし、事前に一般社団法人イーストとくしま観光推進機構会長（以下、「会長」という。）に助成金を申請し、審査の結果、会長が交付決定したものの。

- (1) 域内の生産者や飲食事業者、観光コンテンツホルダー等と連携し、新規に造成した徳島県在住者向けの旅行商品及び宿泊プランの広告であること。

- (2) 旅行商品は、域内の宿泊施設で1泊以上の宿泊を伴うものであること。
- (3) 提供する食材や食事、コンテンツの魅力を、写真や動画で紹介する広告であること。
- (4) 旅行商品及び宿泊プランの実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対策が取られていること。
- (5) 機構が用意するアンケート（様式第1号）を参加者に実施すること。

(助成の制限)

第5条 経費の助成については、1宿泊施設につき1件を原則とする。ただし、予算の執行状況によってはこの限りではない。

(助成の申請期間等)

第6条 助成の申請期間は次のとおりとする。

区 分	申請期間	旅行商品及び宿泊プラン設定期間
1次募集	令和2年5月25日から 令和2年6月12日まで	令和2年7月1日から 令和2年9月30日まで
2次募集	1次募集終了後、 予算の範囲内で実施	未 定

(助成金の交付申請)

第7条 助成を受けようとする者は、交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成対象の選定)

第8条 前条の規定による交付申請書の受領後、機構に選定委員会を設置する。選定委員会は、次の各号の基準により申請内容の審査を行い、その内容が優れたものから予算の範囲内で選定するものとする。

- (1) 「地域らしさ」にこだわり、「近隣の人々」に訴求する内容か。
- (2) 「近隣の人々」だけでなく、県外からの旅行者にも訴求する内容（となる）か。
- (3) 域内の生産者や飲食事業者、観光コンテンツホルダー等との連携が構築され、波及効果が期待できる内容となっているか。
- (4) 広告に使用する食材や食事、コンテンツの写真や動画は適切で魅力的なものか。
- (5) 新型コロナウイルス感染症予防のための対策が適切に取られているか。

(助成金の交付決定)

第9条 会長は、内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第 10 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下、「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更（中止）承認申請書（様式第 4 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更（中止）承認書（様式第 5 号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 助成事業者は、助成事業の設定期間終了後 30 日以内又は令和 3 年 3 月 15 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 12 条 会長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、交付確定通知書（様式第 7 号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第 13 条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、請求書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第 14 条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第 15 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 5 月 25 日から適用する。